

公益財団法人笹川スポーツ財団 SSF アクティブチャレンジ実施規程

令和 6 年 10 月 15 日
規 程 第 81 号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人笹川スポーツ財団（以下「財団」という）定款第4条に基づき、地域のスポーツ振興を担う自治体（行政機関）等と財団とが相互に協力・協働して行う「アクティブシティ」（スポーツ・運動、健康づくり、まちづくりに関わる組織や人々が協働し、住民一人ひとりのウェルビーイングの向上を目指すとともに、スポーツの多様な価値を活用して地域の課題解決に取り組むまち）の推進を目的とする住民総参加型プログラムの実施に係る必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この事業の名称を、「SSF アクティブチャレンジ」とする。

(対象)

第3条 この事業の実施対象は、次のとおりとする。
自治体（行政機関）を中心として当該地域で組織された実行委員会

(実施)

第4条 この事業の実施に関する取扱いは、別表1の実施概要による。
2 この事業の実施期間は、毎年度4月1日から翌年1月31日までの期間において、前条に定める実行委員会が決定し、設定するものとする。

(申請)

第5条 実施しようとする実行委員会は、実施申込書及び助成金申請書を公益財団法人笹川スポーツ財団理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(決定)

第6条 実行委員会より前条に定める助成金申請書の提出があった場合は、理事長が申請書類を精査し、実施の対象として適当と認められる経費について助成を決定する。

(計画変更)

第7条 実行委員会は、決定された事業計画を変更しようとする場合は、あらかじめ所定の変更届を理事長に提出しなければならない。

(事業の中止・辞退)

第8条 事業を中止しようとする実行委員会は、書面をもって中止する旨を理事長に届け出なければならない。

2 実行委員会は、助成金を辞退しようとする場合は、書面をもってその旨を理事長に届け出なければならない。

(完了報告)

第9条 助成金を受けた実行委員会は、事業終了後速やかに所定の完了報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第10条 理事長は、前条の報告を受けその内容を精査し、適当と認められた場合に助成金額を確定する。

(決定の取り消し等)

第11条 理事長は、第8条の規定により事業の中止または辞退の届出があった場合および次の各号の一に該当する場合には、第6条の規定による助成金決定の全部、若しくは一部を取り消しまたは変更することができる。

- (1) 実行委員会が、この規程の定めに違反した場合
- (2) 実行委員会が、この事業以外の用途に助成金を使用した場合
- (3) 実行委員会が、この事業に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情により、助成事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(助成金の返還)

第12条 理事長は、前条の規定により助成金の決定を取り消した場合、期限を定めて助成事業の取り消し部分にかかる助成金の返還を命ずるものとする。

2 理事長は、第10条の規定により助成金額を確定した場合において、すでにその額を超過して交付している場合においても、前項と同様の措置を講ずるものとする。

(調査等)

第 13 条 理事長は、この事業の執行の適正を期するために必要と認めるときは、実行委員会に報告を求め、または財団職員に帳簿書類等を調査させ、必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により指示を受けた実行委員会は、これを誠実に遵守し、理事長にその報告をしなければならない。

(その他)

第 14 条 この規程に定めるほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に理事長が定めるところとする。

附 則 (令和6年10月15日 規程第81号)

この規程は、令和6年10月15日に施行する。

別表1：SSF アクティブチャレンジの実施**実施概要①**

1. 実施期間は、毎年度4月1日から1月31日の期間で実行委員会が設定する。
2. 実施内容は、以下の2つのプログラムを実行委員会が選択し、実施する。
 - プログラムⅠ【住民総参加型】
性別や年代などに関係なく、多くの住民が参加できる複数のプログラムを実施
 - プログラムⅡ【社会課題解決型】
住民総参加型プログラムの一部で社会課題の解決にチャレンジするプログラムを実施
※助成金額は、別表2に掲げるところにより、プログラムにより助成金の上限額は異なる。
3. 実施自治体の人口に基づき、カテゴリー区分を下記のとおりとする。
人口は実施年の1月1日付住民基本台帳登録者数とする。
住民基本台帳登録者数（外国人登録者含む）
 - 35,000人未満
 - 35,000人以上
4. 対象は、当日、実施自治体にいる住民以外にも、通勤・通学者、観光客などすべての方が対象
5. 運動・スポーツに関するプログラムであれば、種目・競技は問わない。
6. 実施プログラムは下記の要素を満たすよう、実行委員会が任意に設定する。
 - ・住民総参加を目指して多様なプログラムを実施し、住民に広く呼び掛ける
 - ・運動・スポーツを実施していない人を対象としたプログラムを実施する
 - ・期間中の参加者数（延べ参加者数で可）を集計する
7. 実施場所は、実施自治体内であれば、自宅、職場、スポーツ施設等は問わない。

実施概要②【対戦形式の場合】

SSF アクティブチャレンジは、地域の社会課題解決のきっかけを作ることを主な目的とするプログラムであり、原則、非対戦形式であるが、住民の参加促進に繋がるきっかけとして対戦形式を希望する自治体については、以下に則り、実施することとする。

1. 実施日は、5月の最終水曜日、または、10月の第2月曜日（スポーツの日）のいずれかにおいて、両自治体（両実行委員会）にて調整し、設定をする。
2. 対戦相手は、対戦希望自治体を当財団が紹介する。
3. 人口規模は問わない。
4. 対戦方法および内容は以下の通りとする。
30分間以上続けて運動やスポーツを実施した住民の参加率（%）を競うものとする。
5. 結果の公表は、対戦自治体に限り、自治体の結果発表後に対戦自治体の参加率を財団のホームページで随時公表する。

別表2：助成金額について

SSF アクティブチャレンジの実施に伴う経費の一部（上限 80%）を助成する。
 なお、形態・人口規模により助成金額の上限は異なる。

形態		プログラムⅠ	プログラムⅡ
助成金	人口 35,000 人未満	200,000 円	500,000 円
	人口 35,000 人以上		600,000 円
住民総参加型	【要件】 1) 性別、年代問わず、住民誰もが気軽に参加できるよう、対象者、実施時間、実施場所が異なる複数のスポーツプログラムを実施する。 2) 住民総参加を目指して住民に広く呼び掛ける。 3) 運動・スポーツを実施していない人を対象としたプログラムを実施する。 4) 期間中の参加者数（延べ参加者数で可）を集計する。 5) 事業の実施にあたり実行委員会を組織する。（委員長は首長でなくてもよい）	●	●
社会課題解決型	【要件】 1) スポーツに親しむ人を増やすとともに、スポーツを通じて地域の社会課題の解決に寄与するプログラムを実施する。 2) 住民総参加プログラムのうち1つ以上を社会課題解決プログラムにする。 ※ 新規プログラム、または既存プログラムの拡充が助成対象	—	●

※プログラムⅠに参加の場合、助成金支給対象期間は1年のみ。